

LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

松本事業株式会社は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）ならびに関係法令を遵守し、LP ガス業界の商慣行是正に向けて率先して取り組むことを宣言いたします。地域のお客様に「支持・選択していただける LP ガス事業者」を目指し、料金の透明化と適正な取引を通じ、安心・安全なエネルギー供給の実現とサービスの向上に努めてまいります。

【取組み内容】

1. 過大な営業行為の制限

不動産オーナー様や建設業者様等に対し、正常な商慣習を超えた利益供与（無償の設備貸与、紹介料、不当な賃借料の支払い等）は行いません。

2. 三部料金制の徹底

基本料金、従量料金、設備料金からなる「三部料金制」を導入し、設備費用をガス料金とは別に明確に表示することを徹底します。

3. LP ガス料金等の情報提供

賃貸物件の入居希望者様に対し、事前に直接、または不動産オーナー様・管理会社様等を通じて適切に料金情報を提示するよう努めます。また、入居希望者様から直接、料金情報等の問い合わせがあった場合には、速やかに回答いたします。

4. 組織体制の整備と教育

代表取締役を責任者とする管理体制のもと、本宣言内容の実践状況を定期的にチェックいたします。

5. 社会への貢献

安全、安定的なエネルギー供給はもとより、カーボンニュートラルの推進や災害時の対応力強化を通じ、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

以上

松本事業株式会社

代表取締役社長 伊藤 総一郎